伊万里市留守家庭児童クラブ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和６年９月１９日

伊万里市長　深　浦　弘　信

伊万里市条例第１８号

伊万里市留守家庭児童クラブ条例の一部を改正する条例

伊万里市留守家庭児童クラブ条例（平成１５年条例第３９号）の一部を次のように改正する。

別表第１中

「

松浦児童クラブ	伊万里市松浦町桃川４４３０番地２

」

を

「

東陵第１児童クラブ	伊万里市松浦町提川２００番地
東陵第２児童クラブ	伊万里市松浦町提川２００番地

」

に改め、同表東山代第１児童クラブの項中「７０番地１」を「１００番地１」に改め、同表東山代第２児童クラブの項中「１０５番地」を「１００番地１」に改め、同項の次に次のように加える。

東山代第３児童クラブ	伊万里市東山代町里１００番地１
東山代第４児童クラブ	伊万里市東山代町里１００番地１

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。